



第3章

環境に配慮するまちづくり





第1節

廃棄物対策の推進

現況と課題

- 資源化の取り組みによりごみの減量に一定の成果をあげましたが、生活様式の多様化に伴い、ごみの量とともに質の多様化が新たな問題となっています。また、廃棄物の不法投棄も大きな環境問題となっています。
- ごみの減量化、資源化に関しては、排出者責任、拡大生産者責任の考え方に基づき、持続可能な資源循環型社会の実現に向けて市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となった取り組みが必要です。
- し尿処理については非水洗化や浄化槽人口も依然として多い状況にあります。今後、下水道普及の遅れる地域に対するし尿処理については、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、し尿処理施設の拡充をはかり、適正な処理に努める必要があります。

基本方向

- ◆ ごみの減量化や資源化に向けて、市民、事業者、行政が一体となって取り組み、ごみの発生そのものを抑制し、分別排出、分別収集を推進するとともに、持続可能な資源循環型社会の実現をめざしたごみの適正な処理に努めます。
- ◆ し尿処理については、効率的な収集運搬体制の確立をはかるとともに、し尿処理施設の整備、拡充をはかります。

施策の体系

廃棄物対策の推進

ごみの適正な排出の推進

安全で適正なごみ処理

ごみの減量化とリサイクルの推進

ごみの不法投棄の防止

し尿の適正処理



資源物回収

施策の内容

1. ごみの適正な排出の推進

- ごみの発生抑制やごみの適正な分別、ごみの処理に適した分別排出などの啓発活動に取り組み、ごみゼロに対する市民意識の高揚に努めます。
- ごみ収集システムの充実をめざし、機材の整備や分別収集の強化をはかり、効率的な収集体制の確立に努めます。

2. 安全で適正なごみ処理

- ごみの減量化や分別収集の実施により、ごみ処理施設への負荷軽減をはかることで周辺の環境保持に努めます。また、ごみ処理の一元化をはかるため、分別品目の見直しや施設の整備・充実に努めます。

3. ごみの減量化とリサイクルの推進

- 持続可能な資源循環型社会の構築をめざし、分別排出を市民、事業者、行政が一体となって推進し、資源化やエコ商品の需要促進をはかるよう啓発活動に努めます。
- 資源回収システムの充実と資源物集団回収活動の促進に努めます。
- 生ごみ堆肥化事業や補助制度等の充実をはかり、家庭から排出される生ごみの減量化・再利用化を推進します。
- 分別収集の円滑な実施と適切な処理をするため、リサイクル施設の整備を進めます。

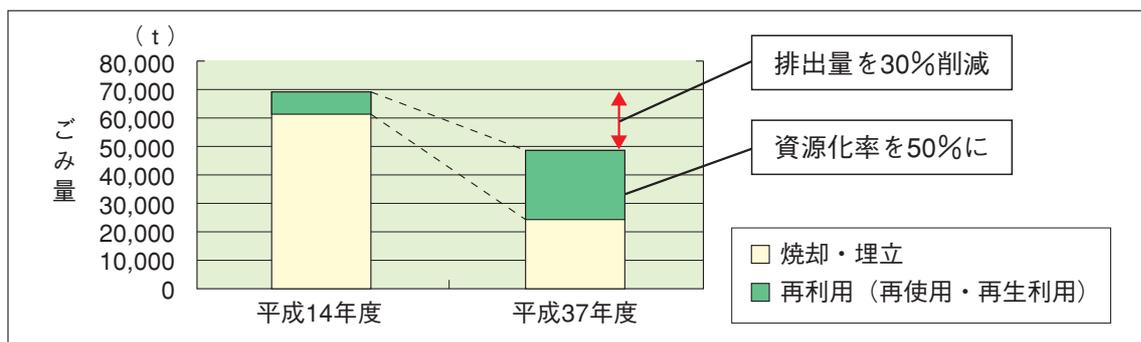
4. ごみの不法投棄の防止

- 関係機関と連携して不法投棄防止の取り組みを進めます。
- 市民の環境美化意識の向上に努め、環境美化活動を促進します。

5. し尿の適正処理

- し尿収集処理の効率的な維持管理体制の構築をはかります。
- 増加が見込まれる浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。
- 処理工程で発生する汚泥の有効活用をはかります。

■ごみ量の推移



資料:清掃事業課・資源循環推進課

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第2節

地球環境問題と身近な環境への対応

現況と課題

- 本市の環境は概ね良好であるといえますが、有害物質による土壌や地下水の汚染などが新たな問題となっています。
- 自然環境については、都市の緑化や里山の保全など身近な自然環境の保全と回復に市民の関心が高まっています。
- 地球環境問題に関しては、生活環境と密接に関わっていることから、市民が主体となって環境にやさしい行動に取り組むことが求められています。
- 大気、水質など環境調査を実施し監視体制の強化をはかるとともに、行政、事業者、市民、市民団体と連携して環境にやさしい行動を積極的に推進していく必要があります。

基本方向

- ◆環境保全に関する市民意識の高揚や環境保全活動の推進に努めるとともに、環境監視活動を進め良好な生活環境の形成に努めます。
- ◆土地利用、施設整備における自然環境への配慮に努めるとともに、多様な自然環境の保全と回復に取り組みます。
- ◆市民、市民団体および事業者と協働して、総合的な環境計画づくりを進め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するシステムの構築に努めます。

施策の体系

地球環境問題と身近な環境への対応

環境監視体制の充実と環境情報の提供

公害対策の推進

自然環境の保全と回復

地球環境問題への取り組み

総合的な環境管理システムの構築

施策の内容

1. 環境監視体制の充実と環境情報の提供

- 大気・水質・騒音等に関する環境監視体制の充実をはかります。
- 適切な環境情報の提供により市民の環境保全意識の高揚をはかります。

2. 公害対策の推進

- 三重県公害事前審査制度の活用による公害防止の指導に努めます。
- 公害防止協定の締結による公害防止の指導、監視に努めます。

3. 自然環境の保全と回復

- 自然環境への影響に配慮した開発事業への指導に努めます。
- 市域に生息する貴重な動植物の調査を行い、自然環境の保全と回復に努めます。

4. 地球環境問題への取り組み

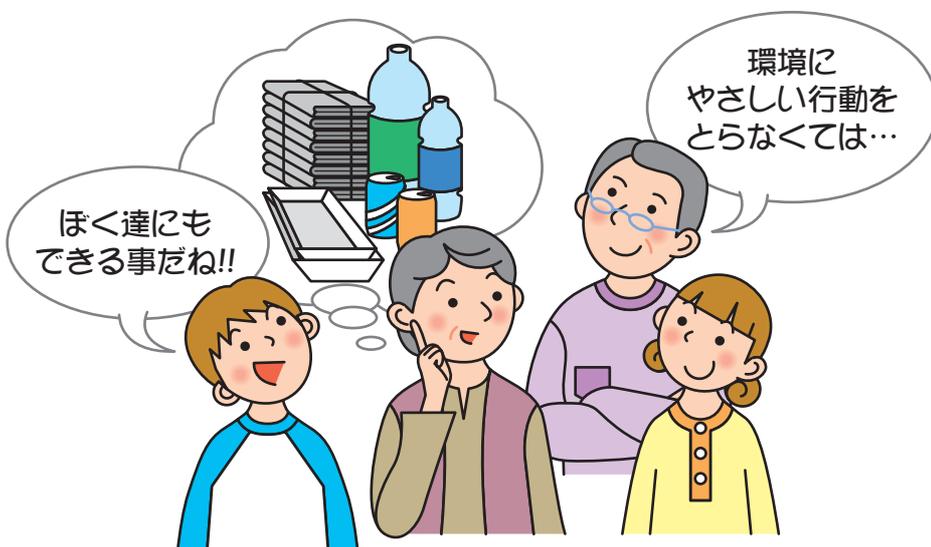
- 地球温暖化対策率先実行計画により自主的に温暖化対策に取り組みます。
- 地球環境保全活動の普及、啓発に努めます。

5. 総合的な環境管理システムの構築

- 環境基本計画を策定し総合的かつ計画的に環境施策を推進します。
- 環境マネジメントシステムに継続的に取り組み、積極的に環境活動を進めます。



騒音測定



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3節 新エネルギーの推進

現況と課題

- 地球環境問題や資源エネルギー問題の対策として、新エネルギーへの市民の関心が高まりつつあります。加えて、地域振興、産業振興などの面からも地域レベルにおける新エネルギーの導入が求められています。
- 従来の太陽光エネルギーに加え、本市の豊かな森林資源を使った木質バイオマスなど地域資源を有効活用した新エネルギーシステムの確立が求められています。
- 本市は、公共交通機関を含め、移動手段を自動車に依存することが多いことから、クリーンエネルギー自動車の普及・啓発を進める必要があります。

基本方向

- ◆本市に特有な地域資源を生かした新エネルギーシステムの確立に努めるとともに、市民に身近な新エネルギーの普及・啓発を進め、新エネルギー利用を通じて良好な自然環境の形成に努めます。



太陽光発電（松江幼稚園）

施策の体系

新エネルギーの推進

身近な新エネルギーの普及・啓発

地域資源を活用した新エネルギーの創造

率先した新エネルギー利用への取り組み

施策の内容

1. 身近な新エネルギーの普及・啓発

- 太陽光発電システムの普及・啓発に努めます。
- 家庭における新エネルギーの利用の普及・啓発活動を推進します。

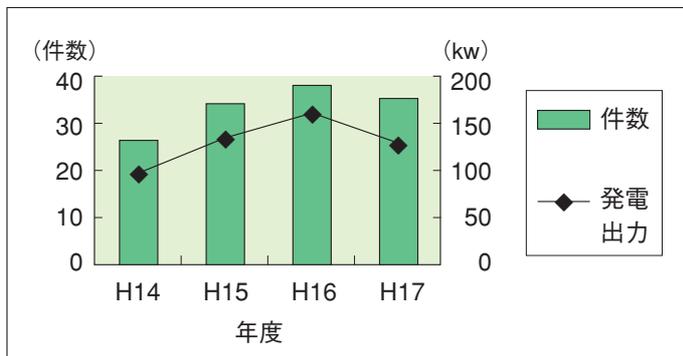
2. 地域資源を活用した新エネルギーの創造

- 木質バイオマスを活用した熱電供給施設を促進し、地域資源の有効活用と地域活性化をはかります。
- 潜在する地域資源を有効に活用するため、新エネルギーの調査・検討を行います。

3. 率先した新エネルギー利用への取り組み

- 公用車におけるクリーンエネルギー自動車の導入を率先して進めます。
- 公共施設への新エネルギーの積極的な導入をはかります。

■ 太陽光発電システム補助実施状況



年 度	H14	H15	H16	H17
件 数	26	34	38	35
発電出力	96.3	133.4	159.6	128.3

資料:環境課

これからは
新しいエネルギーにも
注目しようね!!



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第4節 環境衛生の推進

現況と課題

- ペットの糞の後始末や浄化槽の維持管理の不備による、異臭などの近隣環境衛生に関する問題が頻発しています。
- 浄化槽の適切な管理や動物愛護に関する啓発活動などをおして、市民一人ひとりの環境衛生に対する意識の向上に努めていく必要があります。
- 今後高齢社会が進行する中で、住宅環境、生活様式などの変化により、自宅で葬儀をすることが困難な場合も多く、斎場や霊苑施設等の利用の増加が見込まれます。
- 既存の斎場、火葬場、霊苑などの施設を有効に活用するとともに、設備の充実に努める必要があります。

基本方向

- ◆ 市民生活に密接にかかわりのある環境衛生における快適性を確保するため、市民の環境衛生に対する意識の向上に努めます。
- ◆ 斎場、霊苑に対する多様化する利用者ニーズや将来の需要増加に対応するため、施設の整備、拡充をはかります。

施策の体系

環境衛生の推進

身近な環境衛生活動の推進

斎場・霊苑の整備、拡充



斎場（ピプノス嬉野）

施策の内容

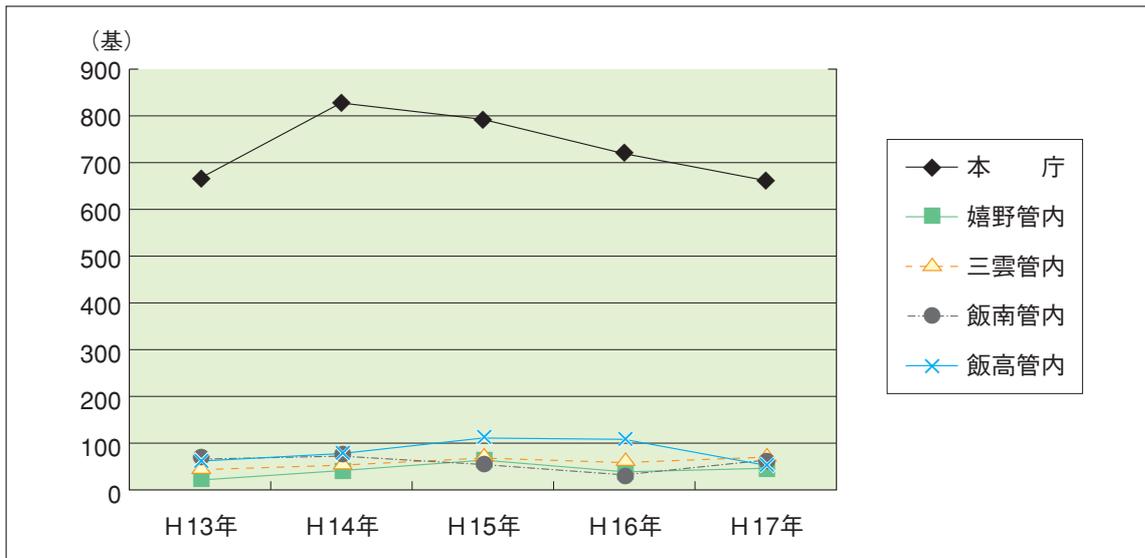
1. 身近な環境衛生活動の推進

- 身近な環境衛生における市民意識の高揚をはかります。
- 合併処理浄化槽の設置に関する普及啓発に努めます。
- 飼い犬の登録と予防注射の接種を促進し、狂犬病の予防と飼育モラルの向上に努めます。

2. 斎場・霊苑の整備、拡充

- 斎場については、利用者の増加にも対応できるよう効率的な管理・運営に努めます。
- 将来の需要増加に対応した斎場、火葬場、霊苑の整備、拡充をはかります。

■ 浄化槽設置数の推移



	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	5ヶ年計
本 庁	664	825	791	720	665	3,665
嬉野管内	30	43	66	45	53	237
三雲管内	50	58	68	71	73	320
飯南管内	70	80	64	41	67	322
飯高管内	67	83	108	107	60	425
年度別計	881	1,089	1,097	984	918	

※飯南、飯高管内は市町村整備型、その他は個別設置型

資料:環境課

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり

